

# 「製品情報と注意事項」の見方

ご利用いただく際、必ずご一読ください。

## 1. 表示方法の略

### 人畜毒性表示

普通物\*

\*毒物及び劇物に該当しないものを指している通称  
毒物 …… 医薬用外毒物  
劇物 …… 医薬用外劇物

### 危険物表示

4-1石 …… 第四類第一石油類  
4-2石 …… 第四類第二石油類  
4-3石 …… 第四類第三石油類  
4-4石 …… 第四類第四石油類  
1-塩 …… 第一類塩素酸塩類

### 使用方法

無人ヘリ散布  
無人航空機散布 …… 無人ヘリコプターまたはマルチ  
ローター、ドローン等と呼ばれ  
る回転翼機による散布  
空中散布 …… 有人ヘリコプターによる散布

### 総使用回数

\*印 …… 本剤及びその(それぞれの)有効成分  
を含む農薬の総使用回数の制限を示す。

## 2. 注意事項

本文の「使用にあたって」の項には、各薬剤を使用するに当たっての注意事項が記載されていますが、以下に掲げる一般的な注意事項については、一部本文から省略している場合があります。農薬の取扱い、使用に当たってはラベルをよく読み注意事項を厳守してください。

### 取扱い上の注意

- 散布液調製後はできるだけ速やかに散布してください。
- 農薬の使用に当たっては、薬剤を吸いこんだり浴びたりしないよう注意し、作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換してください。
- 作業時に着用していた衣服等は、他のものと分けて洗濯してください。
- 農薬の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法などを誤らないよう注意し、特に、初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けてください。

### 保護衣・保護具

- 散布の際は、マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用してください。  
散布時または農薬の取扱い時等には、最低限上記の装備を着用してください。それ以外の装備を必要とする場合には、絵表示にて必要とされる装備を表していますので、その表示に従ってください。  
(詳細は注意喚起絵表示の項参照)

例) スターナ水和剤



との表記があった場合

散布の際はさらに農業用マスク、不浸透性手袋を着用してください。

メビウスフロアブル



との表記があった場合

散布の際はさらに防護マスク、不浸透性防除衣を着用してください。

## 空中散布、無人航空機（無人ヘリコプター等）散布・滴下に関する注意

〈共通〉

- 各使用機種の使用基準に従って実施してください。
- 微量散布・少量散布の場合、微量散布装置以外の散布器具は使用しないでください。
- 散布・滴下に当っては、作業中、薬液が漏れないように機体の配管その他装置の十分な点検を行ってください。
- 薬剤が水源池、飲料用水、養魚池、養魚田等に飛散、流入しないように十分注意してください。
- 現地混用では、混用に伴う物理化学的变化、散布装置に対する適合性、混合毒性、薬害の有無等について確かめられたもの以外は使用しないでください。
- 使用後は次の項目を守ってください。
  - ①使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄してください。
  - ②使用残りの薬剤は必ず安全な場所に責任者を決めて保管してください。
  - ③薬剤散布・滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理してください。
  - ④顔、手足等皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをしてください。

〈無人航空機（無人ヘリコプター等）による散布・滴下〉

- 散布・滴下に当っては、無人航空機（無人ヘリコプター等）の散布または滴下用として登録のある農業を使用してください。

〔農業取締法上、農業の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、無人航空機を含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農業散布に当り使用する散布機器は農業使用者の自律的な判断に任せられています。したがって、これらの使用方法が設定された農業においては、人力による散布や動力散布機等に加え、無人航空機の利用も可能です。〕

- 散布機種に適合した散布装置を使用してください。また、滴下に当っては、散布装置のノズルを取り外してください。
- 粒剤の散布に当っては、事前に薬剤の物理性に合わせて粒剤散布装置のメタリング開度を調整してください。また散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該圃場周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラ回転数を調整してください。また、水稲除草剤の場合、圃場の端から5m（FG剤は5m以上）離れた位置から圃場内に散布してください。
- 隣接する圃場に水稲以外の作物が栽培されている場合は、水稲除草剤の無人航空機（無人ヘリコプター等）による散布・滴下は行わないでください。また、滴下に使用した装置は、水稲以外の作物への薬液散布には使用しないでください。

## DL 剤の散布上の注意

- DL剤はできるだけ飛散を少なくするように製剤されており、一般の粉剤に比べ見かけ比重がやや大きく、流動性が良いので、散布の際は散粉機の開度を一目盛り程度しぼって散布してください。

## 3. 注意喚起の絵表示

特に注意を要する項目には、目立つように注意喚起の絵表示を記載しています。絵表示の種類は下記の通りです。



... 水産動植物に影響をおよぼすので注意を要する場合



... 農業用マスク、防護マスク等の着用を要する場合



... 蚕に長期間毒性があるので注意を要する場合



... 保護メガネの着用を要する場合



... ミツバチに影響があるので注意を要する場合



... 不浸透性手袋の着用を要する場合



... 特にかぶれやすい人で、散布作業等をさける必要のある場合



... 不浸透性防除衣の着用を要する場合



... 投薬作業の際、吸引缶付き防護マスクの着用を要する場合



... 自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石にかからないよう注意を要する場合（塗装汚染・変色）



... 特に厳重な保管を要する場合（必ず農業保管庫（箱）に入れ、鍵をかけて保管する）